

## 意見の全文と教育委員会の考え方

※網掛けの部分は、条例骨子案に反映させた意見

No.	意見の全文	教育委員会の考え方
1	啓発活動について意見があります。理念的な啓発にとどまらず、いじめを行った場合、民事・刑事でどのような責任を負うかについても啓発の方がよいと思います。私の母校では理念的ないじめへの反対が掲げられていましたが、いじめが横行しておりました。いじめを行ったら実際に自分がどういった不利益を被るのかを教えたほうが効果的に抑止できると思います。	法的な視点からの指導については、教育委員会としても必要性を認識し、弁護士と連携しいじめ防止授業の実施について、現在検討しています。
2	杉並区いじめ防止対策推進条例(骨子案)をざっと読みましたが、「防止」にはなっておらず、全て「対処」になっています。根本的に何故いじめが起きるのかということに一切触れていません。西洋医学の癌治療と同じで全て対処療法です。何故癌になるかを考えず、抗がん剤やその他の治療のことばかり。もっと根本に踏み込んだ対策を考えないと時間の無駄だと思います。例えば教育制度、受験制度、塾や習い事で忙しい子供達はストレスで一杯です。私が子供の頃もすでにこの様な状況でしたが、現在は更に状況は悪いと想像できます。我々の時代には無かったスマートフォンやパソコンというモノがあります。うまく使いこなせば便利で時間を有効活用できますが、反対に対応に追われ時間を失ったり、ストレスの原因にもなります。	いじめの「防止」も非常に重要と考えていますので、教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、いじめの防止に資する児童生徒の自主的な活動に対する支援等を行うこととしています。 また、子どもが抱えるストレスについては、いじめに限らず不登校等の問題に発展する可能性もあることから、教員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった心理・福祉の専門職とも連携しながら、支援していくことが重要と考えています。
3	先生や周りの人がよく見てあげると良いと思います。1番いけないのが見て見ぬふりだと思います。	学校では、教職員による日常の見守りはもちろん、アンケートなどに児童・生徒が書いた情報を複数で確認するなど、組織的な体制をとっています。 また、学校では、いじめを受けた子どもや行った子どものみならず、傍観したり周囲にいたりした子どもに対しても、日頃から指導を行っています。
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>区と区長の責務は分けられないか。</li> <li>保護者は責務なのか役割なのか。</li> <li>区民の役割とあるが、区民は住民票が区にある者で、すべての地域住民とすべきではないか。たとえば、区立学校の児童が他区のクラブチーム児童にいじめを受けたという場合は、区民とは限らないし、いじめは区外地域でもおこりうるから区民では限定的である。</li> <li>啓発活動は区だけか。区と教育委員会ではないか。</li> </ul>	<p>区長や教育委員会は「区」の機関の一つであることから、「区の責務」として規定します。その上で、条例案においては、区長や教育委員会がそれぞれに取り組むいじめの防止等のための具体的な措置について規定します。</p> <p>「保護者の責務」については、いじめ防止対策推進法において「保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」とされていることも踏まえて「責務」としています。また、「区民」については、杉並区に住民票がある方だけでなく杉並区内で活動する方なども対象に含むため「区民等」としています。</p> <p>区として行う啓発活動のほか、教育委員会及び区立学校としても当該区立学校に在籍する児童生徒等に対する啓発活動を行いますので、そのことが明確になるよう、条例骨子案の記載を修正します。</p>
5	(つづき) <ul style="list-style-type: none"> <li>国の重大事態ガイドライン改訂にともない、未然防止や早期発見の部分をもう少し丁寧に具体的に書く必要があるのではないか。</li> <li>財政上の措置は寝屋川や品川区と同じように転校費用を補助するのか。</li> <li>品川区の対策を参考にされるとよい。</li> </ul>	<p>条例において、いじめの防止や早期発見のための措置を規定しますが、より具体的な取組については、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」や「いじめ対応マニュアル」において示していきます。</p> <p>今回いただいたご意見や他自治体の取組なども参考にしながら、いじめの防止等のための対策を推進していきます。</p>
	小学生の子供を育てる親です。区が区民の意見を聞きながら、こういったことを考えてくださって、とてもありがたいです。まず、いじめを起こさせないことがとても大事だと思います。なので、入学案内の時とか、入学式の時とか、なるべく早い段階で、なるべく多くの保護者が聞いていたり、見るような配布物で、どういうことをしたらいじめになる。いじめは警察に通報する。保護者から直接警察に通報してもいい。	<p>学校では、学校いじめ防止基本方針を策定していますので、この基本方針を各学校がホームページに公開するとともに、基本方針の内容を各年度の開始時に、積極的に児童・生徒や保護者等に周知するよう、教育委員会から働きかけていきます。</p> <p>また、法的な視点からの指導については、教育委員会としても必要性を認識し、弁護士と連携しいじめ防止授業の実施について、現在検討しています。</p>

No.	意見の全文	教育委員会の考え方
6	<p>具体例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする【暴行:刑法第208条】</li> <li>2. 無理やりズボンや脱がす【暴行:刑法第208条】</li> <li>3. 感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる【傷害:刑法第204条】</li> <li>4. 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る【強制わいせつ:刑法第176条】</li> <li>5. など、のせ、保護者に対し、絶対にいじめは許さないと 言う姿勢を見ることが大事だと思います。</li> </ol> <p>そうしたら、まず親が子供にこういう事は絶対に、してはいけないと家庭で教育すると思います。</p> <p>そして、そういうことが、もし学校で起きてしまった場合、親は真剣に対応せざるを得なくなると思います。そしてそれはなんか嫌なイメージっていう感じじゃなくて、学校がしっかり子供たちを守ろうとしてくれてるって言うふうに多くの親御さんが受け止めると思います。そして、学校でも、学年の初めと学年の中頃に、学校の授業の中で、どういことがいじめになって、どういった罰則がある警察に通報されたりしたら、どのような不利益を被るか。いじめと言う犯罪との線引きが曖昧な言葉になっているけれど、犯罪であると言うことをしっかり教える必要があると思います。意味が起きてしまったから、では、被害者の子の心の負担も大きすぎるし、自殺とかにもつながりかねません。まずは起きないようにしっかり対策してほしいですし、学校で子供たちに向けてもなるんだけど、親に対してもしっかりメッセージを送って、各家庭で子供にしっかり教育できるようにしてほしいです。</p> <p>いじめで苦しむ子供がいなくなることをお願いします。</p>	
7	<p>最近、いじめによる自殺が相次いで報じられています、学校は一体何をやっているのでしょうか。報道を見ると、脅迫、強要、侮辱、誹謗中傷等、大人の犯罪のようで目を覆う程残酷のように感じます。</p> <p>いつも全校集会や保護者説明会を開き、命の大切さを伝えたと聞きますが、何が命の大切さですか！さんざんな目に遭わせておいて何の責任も感じないのでしょうか。学校の対応には本当に腹立たしい気持ちです。</p> <p>そこで提案ですが、スクールカウンセラーの他に弁護士や警備員を配備するとともに、善悪の判断をつけさせるために法律の授業を新たに設けるのはどうでしょうか。又、SNSによる被害も報じられています、高校卒業まではスマホを持たせないようにするのが安全だと思います。通信事業者もこの事を踏まえ、SNS自体を排除するように検討してほしいです。</p> <p>これ以上、性被害やいじめを増やさないように関係省庁は効果的な対策を検討するようお願いいたします。</p>	<p>教育委員会では、区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置しているほか、学校における法律問題等への対応力の向上を図るため、学校が弁護士に直接相談し、必要な助言を受けることができる「学校法律相談」を実施しています。</p> <p>また、法的な視点からの指導については、教育委員会としても必要性を認識し、弁護士と連携したいじめ防止授業の実施について、現在検討しております。</p> <p>なお、SNSの利用等による問題については、学校ごとに年間を通した指導計画を策定し情報モラル教育を充実することで対応を図っています。</p>
8	<p>全くいじめているつもりのない自分の言動が、相手の心を傷つける可能性のあるものだという事に思い至れば、そういう言動はなくなることも少なからずあるのではないのでしょうか。</p> <p>知らず知らずのうちに相手の心を傷つけてしまうような言動の事例をクラスで話し合って理解を深めることを、年に1度位行うのがよいのではないのでしょうか。</p> <p>もし賛同いただけるなら、話し合いが確実に実施されるよう、きちんと文書で全ての小、中、高校に通知して実効性を保って下さい。</p>	<p>教育委員会としては、区立小・中学校に向けて、年間3回以上のいじめに関する授業を行うよう、区いじめ防止対策推進基本方針及び区いじめ対応マニュアルに示しています。その授業では、道徳の時間にいじめを題材としたテーマで話し合うことも行っています。</p>

No.	意見の全文	教育委員会の考え方
9	<p>いじめについて</p> <p>1)警察、スクールロイヤー等適切な第三者機関を入れ、地域社会と連携する。</p> <p>2)被害者に了承があれば学校内にいじめ内容について告知して再発防止に努める。</p> <p>3)毎学期、いじめ認知件数を公表する。隠蔽を無くす環境に努める。いじめ発生が学校、学級担任の責任追及ではなく、どこでも摩擦があれば起こりうることとして、初期対応出来るよう軽微な事例も報告し解決に努める。</p> <p>4)加害者には、家族ともに複数回のカウンセリングを課す。受け皿作りをする。加害の背景を探り、適切な福祉につなげる。</p> <p>5)いじめ通報の努力義務</p> <p>同年代からの児童虐待ととらえ、アンケートを毎学期実施。低年齢化を受け、スクールカウンセラーとの面談を小1から実施。カウンセラーを拡充、権限を広げ、学校見回り時に気になる児童生徒と優先的に面談する。</p> <p>6)児童生徒と教職員の信頼関係の醸成 いじめ発生クラスにサポート教員をつけて担任をフォローし、クラス全体の安心安全を確保する。</p> <p>7)児童生徒、教師の心のケア、法律、法令面のサポート 被害、加害だけでなく、見聞きして傷ついた児童生徒、心的負担のあった教師ともにカウンセリングや助言役のいる体制づくりをする。</p> <p>8)加害児童生徒の別室登校、隔離の指導を強化 以上 よろしくおねがいします</p>	<p>学校は毎学期、いじめに関するアンケートを実施して情報を収集するとともに、スクールカウンセラーによる面接や支援員の配置等を行い、児童・生徒を見守る体制をとっています。また、いじめに関する様々な事例が国、都の資料等に示されているので、学校ではそうした資料等を使用して指導・説明し、いじめの未然防止に努めています。</p> <p>さらに、いじめはどの学校にも起こり得ることとして、軽微な事案もいじめとして確実に認知し対応するよう、学校いじめ対策委員会で協議して認知にあたるるとともに、いじめが発生した場合は、事案の内容に応じて弁護士や警察、子ども家庭支援センター等と連携しながら対応し、学校によってはいじめを行った児童・生徒に別室で学習をさせることを行っています。</p> <p>児童・生徒の心のケアについても、いじめを受けた児童・生徒を第一に、いじめを行った児童・生徒やいじめを傍観していた児童・生徒へも丁寧な指導を行うよう心がけ、保護者からスクールカウンセラーに相談できる体制や、教職員が一人で抱え込むことのないよう学校いじめ対策委員会で組織的に対応する仕組みも整えています。</p> <p>法的な視点からの指導については、教育委員会としても必要性を認識し、弁護士と連携したいじめ防止授業の実施について、現在検討しています。</p>
10	<p>いじめは、社会地域の法律やルールを知らないため人に対して安易に悪さを行ない、人の身体心財産を侵害することだと思います。</p> <p>根本は、どの人も、地上のすべての人は「人」なのです。平等なのです。どの人も人権を持っておりかつ法律で保護されていること、社会の動きとしてもすでに1985年に男女雇用機会均等法が施行されて以来家庭にいた女性たちも働くようになり、今は男女平等も当たり前になってきて社会情勢が変化していることなどを、学校で、児童生徒に繰り返し教えていくことが重要です。</p> <p>その教育は他国の人にも通じる考えで、ウクライナやガザ等世界各地で戦争が起きており、平和を希求する基となると思います。</p>	<p>学校では、人権教育の指導計画を年度ごとに作成し、意図的・計画的に指導しています。また、年間3回以上実施するいじめに関する授業を中心に、学校では、いじめは絶対に許されない行為であること等を指導しています。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に語尾が不明瞭である。(「行うこととします」ではなく「行います」等とするべき。)</li> <li>・4条の前段と後段は等価ではない。前段の「いじめを行ってはならない」ことは禁止事項であるが、後段の人権尊重・思いやりは努力義務である。「とともに」で結ぶことによって、前段の文意を弱めている。</li> <li>・5条1項「推進することとします」ではなく、「推進します」。同条2項「取り組むこと等します」ではなく、取り組みます。(「いじめの防止等」に「等」があるので、重複させる必要はない。)</li> <li>・5条はとてよくない。いじめ防止対策推進法9条1項・2項と定め方が逆である。その結果、いじめを受けた児童生徒の保護者が被害児童生徒を守ることが義務に読める。子が被害に遭って、守りたくても心身の傷害等により守れない保護者もいるだろう。守っている途中で心身の故障が生じて守れなくなる保護者もいるだろう。5条前段と後段は等価ではない。</li> <li>・他方、いじめ加害児童の保護者が、その保護する児童生徒がいじめを行わないよう指導することは、民法820条の監督義務に基づく義務である。5条がいじめ防止対策推進法9条1項「子の教育について第一義的責任を有する」ことを落としたのはいけない。いじめ加害児童生徒の保護者が、いじめを学校のせいにする余地を、区が作っている。</li> <li>・5条3項「その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には」が、「当該児童生徒をいじめから守る」と「その保護する児童がいじめを行うことのないように努める」の両方にかかるように読める。</li> <li>・7条及び8条1項において「明記します」とあるが、「本条例に明記します」とすべき。</li> </ul>	<p>条例骨子案の語尾については、条例に規定されることを踏まえた記載としています。なお、「4 いじめの禁止等」や「5(3) 保護者の責務」については、その趣旨が明確になるよう、いじめ防止対策推進法の規定を踏まえて、条例骨子案の記載を修正します。</p>

No.	意見の全文	教育委員会の考え方
12	<p>(つづき)</p> <p>・10条2項は、重大事態調査を全て対策委員会のタスクにしている。これは、文科省が令和6年8月に発表した「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」よりも、対策委員の負担が大きい。これは一見被害児童生徒の保護に資するよう見えるが、児童生徒の記憶を含めた証拠が刻一刻と失われていくことを考えると、事案解明を阻害する要因ともなる。対策委員の他に外部から調査補助員を招く方法も考えられるが、人選等で時間を要するとやはり証拠の散逸を招く。区教委が証拠保全のための調査をする余地、対策委員の補助員として調査に加わる余地などを定めるなど、迅速性を重視した定めを入れることを求める。</p> <p>・10条3項についても、10条2項に対する意見と同様、迅速性を重視した定めを入れることを求める。</p>	<p>重大事態に関する調査を行う杉並区いじめ問題対策委員会及び杉並区いじめ問題調査委員会については、地方自治法の規定により条例で定めることとされている組織の設置や所掌事項といった基本的事項を規定します。調査の迅速性は非常に重要と考えていますので、調査体制の充実や調査方法の工夫等についても並行して検討を進め、実行していきます。</p>
13	<p>今回の条例案は関係法令を踏まえ作成されたものと思われ、内容はおおむね賛同できる。そのうえで、いじめの防止・対応をより実効性のあるものとするため、以下の点につき条例への追加を検討いただきたい。</p> <p>1. 「杉並区いじめ問題対策委員会」「杉並区いじめ問題調査委員会」につき、委員会の発足時や委員の入替時に手続きに時間を要することがないように、委員の選任・解任・退任にかかる手続きを明記いただきたい。</p>	<p>重大事態に関する調査を行う杉並区いじめ問題対策委員会及び杉並区いじめ問題調査委員会については、地方自治法の規定により条例で定めることとされている組織の設置や所掌事項といった基本的事項を規定します。これらの委員会は常設とし、任期を定めて委員を委嘱しますので、委員会が発足する際や委員が交代する際には、計画的に委員の委嘱に向けた手続きを進めることにより、その事務手続きが遅滞することの無いよう取り組みます。</p>
14	<p>(つづき)</p> <p>2. 区長及び教育委員会は、「対策委員会による調査及び調査委員会による調査の結果」を経なければ重大事態への対処等の必要な措置を講ずることができない、と読めるが(10(4))、もっと早い段階で区長及び教育委員会が対処可能な制度にするべき。</p> <p>8(2)に「区立学校は、当該区立学校に在籍する児童生徒がいじめを受けている疑いがあると認めるときは、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとし、教育委員会は、必要に応じ、当該区立学校に対する支援等を行うこととします。」とあるものの、「必要に応じた支援」のレベルではなく、教育委員会の主導・指導が可能とする制度とするべきである。特に区立学校の「リソース及び能力の不足」「管理職含む区立学校側の意図的な対応の不足・遅延・不作為」がある場合は、教育委員の早期の介入が被害児童の保護・回復に必要である。</p>	<p>条例骨子案の10(4)は、重大事態に関する調査結果が取りまとめられた場合には、その結果を踏まえて適切な措置を講ずる必要があるとの趣旨ですので、重大事態に関する調査中であっても、必要な措置を検討し、実施していきます。</p> <p>また、条例骨子案の8(2)は、「学校に対する支援等」としていますが、「支援」のほか、教育委員会による「指示」や「調査」も行いますので、そのことが明確になるよう、条例骨子案の記載を修正します。その上で、教育委員会としての関与の必要性を適切に判断し、対応していきます。</p>
15	<p>(つづき)</p> <p>3. 事案に応じて東京都教育委員会への早期の事態共有を実施する旨、明記すべき。特に区立学校において、法令・各種ガイドライン・マニュアル等にそった対応がなされない場合等、著しく不適切な行為がある場合は、懲戒処分を含む検討が必要なため、報告体制の整備は必須である。</p>	<p>なお、重大事態が発生した場合には、東京都教育委員会を通じて文部科学省に報告を行うことになっていきますので、遅滞なく報告を行うことにより事態の共有を図ります。また、学校における不適切あるいは非違行為があった場合の報告体制や報告様式はすでに整備されていますので、いじめ問題への対応に関して教員による著しく不適切な行為があった場合にも、遅滞なく報告を行います。</p>